

みやけ保育園 しおり(重要事項説明書)

〈2021年4月1日 現在〉

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 親和会
代表者氏名	理事長 時枝 輝明
法人の所在地	福岡県福岡市南区向新町 2丁目16番1号
法人の電話番号	092-565-6455
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2. 施設の概要

名称	みやけ保育園
所在地	福岡県福岡市南区向新町2丁目16番1号
電話番号	092-565-6455
法人創立年月日	昭和45年12月 3日
事業認可年月日	昭和46年 4月 1日
施設長氏名	園長 時枝 亮仁
利用定員	0歳児…27名 1歳児…36名 2歳児…36名 3・4・5歳児…131名 計230名
職員数	40名程
特別保育の実施状況	延長保育(標準時間の方18:00～・短時間の方は7項に詳細)
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年2度実施し、保育の向上に努めています
職員への研修の実施状況	保育の専門性を高めるために県や市が主催するもの、他園の公開保育や意見交流会に参加します
嘱託医	いでこどもアレルギークリニック 井手康二医師 〒811-1311 福岡市南区横手3-32-19 (092)589-3000
苦情解決制度	解決責任者 園長 時枝亮仁 窓口 副園長 時枝明代 第三者委員 弁護士 梅野 茂夫氏 理事 吉岡 東氏 (詳細はホームページや掲示をご確認下さい。)

3. 施設設備の概要

敷地 面積	2006.00㎡
建物	鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積1239.50㎡
施設の内容	保育室10室 面積850.59㎡、調理室56.32㎡ 乳幼児用トイレ3箇所 沐浴槽4箇所 屋外遊戯場484.01㎡
設備の種類	全室冷暖房、超音波次亜塩素噴霧器、消防用設備、消火器具、防犯カメラ、電子錠、セキュリティ(国際警備保障)、スチームオーブン

4. 運営方針

〔理念〕 子ども達がしなやかに育つ保育園を目指します。

- (1) 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にすること。
- (2) 子ども一人一人の発達について理解し、一人一人の特性に応じ、発達の課題に配慮して保育すること。
- (3) 子どもは多様な大人、子ども同士の体験から、社会を学んでいくこと。
- (4) 保育者は、子どもが自発的、主体的、多様な人との関係の中で活動するために、いつでも駆け込める愛着(見守る)という存在であること。
- (5) 子ども同士の中で刺激しあうということから、様々な年齢との関わりを保障すること。(見て、真似して、関わって、教わって、教えて、一緒に取り組んで)
- (6) 子どもを、男女、しょうがい、年齢による刷り込みを持たないこと。
- (7) 子どもが自立していくこと、自己の意思を表明しようとすることを保育者は妨げてはならない。
- (8) 保育者は、子どもに奉仕したり、世話をしたりする人ではなく、一人の人格を持った人として、子どもと共に生活すること。

5. 職員構成

職名	人数
園長・副園長	2人
主任保育士	1人
保育士	26人
栄養士・調理員	5人
保育補助、清掃	6人
嘱託医	1人

6. 開所日及び休所日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

7. 保育標準時間認定に関する保育時間及び延長保育時間

標準時間		(保育時間)7:00~18:00 (延長)18:01~19:00							
短時間保育		(保育時間)9:00~17:00 (延長)朝 7:00~8:59 もしくは 夕 17:01~19:00							
	7:00	9:00	11:00	11:40	12:30	15:00	17:00	18:00	
乳児	順次登園	短時間保育開始 出欠確認 おやつ 室内外活動	離乳食 順次食事 →		順次昼寝		おやつ 室内外活動	短時間保育 終了	標準保育 時間終了
幼児	保育開始	短時間保育開始 出欠確認 室内外活動 →		順次食事	年長児 午後活動				延長保育 19:00まで (19:00閉園)

8. 年間行事予定

4月 入園式	10月 遠足(4・5歳) 発表会(運動編)	3月 卒園式
5月 保育参観主観	12月 保育参観週間	
7月 七夕 夏祭り	2月 発表会(表現編) 太宰府遠足(年長)	

◎毎日の保育： 自発的な生活・子ども同士の関わりを通し、学び合う環境を用意する

◎毎月1回： 発育測定・避難訓練・お楽しみ会

◎課外教室(委託)：スイミング(3・4・5) サッカー教室(4・5) ピアノ教室(3・4・5) 英会話(3・4・5)

9. 保育利用料金 (2020年 料金改定)

保育利用料	福岡市が決定し、市に納付します。
給食費	0～2歳児保育料に含まれる ・ 3～5歳児 主食+副食 1,000円+4,500円
延長保育料	(単発)1時間あたり600円 上限5,000円/月(短時間保育利用の方は別)月単位で精算となります。翌月26日口座引落し
短時間保育利用者	7:00～8:59 と 17:01～19:00の間を利用された場合、それぞれ1時間毎に600円です。 *注:上限額は適用されません。

10. 実費徴収 保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

0～5歳	カラー帽子(年齢別の色)	1,200円
使用者のみ	紙おむつ処分代(おしり拭き500円/年)	300円/月
0～4歳	貸寝具代	550円/月
2～5歳	登園カバン	4,600円
2～5歳	サブバック(着替えた洋服など持ち帰る)	600円
3～5歳	体操服上下(半袖、長袖)	5,100～5,500円
3～5歳	教材費(画帳・道具箱・粘土・登園ノート等)	2,430円
3～5歳	主食代(主に米。麺やパンの提供もあり)	1,000円/月
3～5歳	副食代(おかず)	4,500円/月

手拭き、体拭き、下着等忘れ物があった場合は購入して頂くことになります。

◎お支払い方法は、口座振替となります。翌月26日口座引落し

振替が出来なかった場合はコンビニ払い用紙が送られてきます。(200円手数料)

11. 給食について

当園の給食の方針	保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。核家族が増え、個食になりがちな時代の今、セミバイキングで自分の食べる量を決め、会食を楽しむスタイルにしています。基本、日本食が中心ですが、時折世界の料理を紹介して、話題作りの献立作成にも取り組んでいます。野菜の栽培やクッキング参加などで食への興味・意欲を育てます。
献立表	福岡市の作成する献立が原案で、季節の食材などを意識して保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
食物アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、アレルギー検査をお願いしています。医師の診断書又は検査結果に基づき、個別にご相談の上、除去食か代替食で対応しております。
衛生管理等	水質検査を年2回実施しています。井戸水は使っていません。 栄養士、調理師、乳児担当者は毎月検便を行っています。 福岡市の指導監査の指導による衛生管理を行なっています。

12. 入園時に必要な書類等

- ① 児童票
- ② 緊急連絡票
- ③ 健康診断票
- ④ 個人調査票
- ⑤ 喫食表
- ⑥ 「アレルギー症状」や「熱性けいれん」をお持ちの方は診断書と必要書類

13, 留意して頂きたいこと。

ご確認頂き、ご理解頂けましたら☑印をご記入下さい。

欠席または遅刻の連絡	事故や災害時に備え、人数の把握は随時おこなっています。 9:20には給食数を確定しますので、 連絡は9:00まで にお願いします。
迎えの人や時間が変更する場合	行き違いを防ぐためにも、当初の予定者が必ず電話連絡して下さい。
駐車場ご利用	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車時間は5分以内。 駐車場待ちの列で、近隣の方の駐車が困難になりクレームを受けています。 ・玄関前は公道のため一般車両も通行しますので、お子さまから目を離さないで下さい。 ・立ち話、喫煙等、園児に安全が保障されない行為は厳禁です。
毎朝の健康チェック	<p>保育園は健康なお子さんをお預かりする施設です。</p> <p>登園前には必ず体温と健康状態の確認を行なって下さい。</p> <p>次のページの登園の目安をご参考にして下さい。</p>
感染症について	学校保健法や福岡市医師会に従い、医師からの治癒証明となる「 登園許可書 」をもらった上で登園して頂きます。(別紙参照)
病気について	<p>病児預かりが出来ませんので、37.5℃以上の発熱で食欲、元気の有無を観察し、一度保護者に連絡します。症状が軽微であれば様子を見て保育を続けますが、38.0℃前後は原則としてお迎えをお願いしますので、勤務先へのご理解を得られておいて下さい。</p> <p>下痢の症状がある場合は、回数や便の状況により脱水症状になる可能性もありますので、緊急のお迎えをお願いする場合があります。</p>
投薬について	医療行為に当たるため原則として行ないません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき、保護者が第三者に依頼するものとして薬を預かることができます。その際は、「 薬の連絡票 」に 医師のサイン をもらってご依頼下さい。(別紙参照)
緊急時における対応	<p>お子さんの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、緊急連絡票の指定に従って連絡します。携帯電話は着信に気付かれない場合がありますので、職場の固定電話にかけさせて頂きます。</p> <p>ケガをし、受診の必要性が高い場合は、保護者の方に状況を説明した後、初回は緊急を要しますので、園の職員がお連れ致します。再診と保険証の提示には保護者の方にご協力お願いします。</p> <p>職員が病院にお連れする際、保護者の了解がないと医師の処置が行えない場合もありますので、必ず連絡がつくようにしておいて下さい。</p>
延長保育利用	<p>延長保育を利用される方は、「延長保育利用申請書」を提出して下さい。</p> <p>閉園時間は19:00です。19:00を過ぎての施設利用はご遠慮下さい。</p> <p>閉園時間以降にも料金が発生いたしますので、お気をつけ下さい。</p>
土曜保育利用	土曜保育が必要な方は、給食や職員の必要数を確定させるため、「 土曜保育利用申請書 」を 木曜日までに提出が必要 となります。
予防接種について	<p>国より定期予防接種は個人防衛、集団防衛の意味においても接種を受ける必要があります。</p> <p>入園前までに受けられる定期予防接種は済ませておきましょう。又、入園後も計画的に行い、予防接種をされた際は担任が児童票に記載しますのでお伝え下さい。</p> <p>予防接種後は、ご自宅で安静にされて下さい。</p>
写真掲載について	園のホームページ(日々のブログ)やスタジオアリス写真販売でお子さまの写真を掲載します。掲載をお断りされる方は、お申し出下さい。

14, 保育園と保護者の連絡について

- ① 月末に翌月の園だよりを発行します。
- ② クラスにありますデジタル連絡帳を使用します。
- ③ 登降園時の伝達は、保育をしながらになりますので簡潔になります。ご相談等ご希望の場合は、面談の時間を設けますので、事前に担任へ相談して下さい。

15, 災害共済給付制度について（詳細は別紙にて）

保育園の管理下における園児の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して、保育園と保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、保育園が一括で加入する災害共済給付(医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給)を行なう、国と保育園と保護者の三者で負担する、互助共済制度に加入しています。毎年掛金を納めることで、加入は継続されます。

医療費の請求に当たりましては、負傷、疾病の場合、療養に要する費用が5,000円以上ご負担になられた場合につきます。

小児科医会が作成する保育園に登園できる体調の目安

	こんな時は休みましょう	登園できます
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ●活気・機嫌が悪く、食欲がない ●24時間以内に38度以上あった ●24時間以内に解熱剤を使った 	<ul style="list-style-type: none"> ●前日38度を超える熱がない 朝は37.5度以下で活気・機嫌もよい ●咳/鼻水の症状は悪くなっていない
咳	<ul style="list-style-type: none"> ●咳のため夜間に起きる ●連続して咳き込む、呼吸がつかない ●機嫌/食欲がよくない 	<ul style="list-style-type: none"> ●連続した咳がない ●喘鳴やつかない呼吸がない ●機嫌がよく食事も摂れている
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間以内に2回以上水様下痢あり ●食事毎に下痢になる ●朝に排尿がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間以内に2回以上水様下痢なし ●食事をしても下痢にならない ●排尿回数がいつも通り
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間以内に2回以上の嘔吐あり ●食欲や活気がない ●嘔気があり、いつもより体温が高め 	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間以内に2回以上の嘔吐がない ●食事をしても吐かない ●機嫌がよく顔色も良い
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ●発熱に伴って発疹がある ●口内炎で食事がとれない ●とびひでは…顔などで患部を覆えない、患部を掻いてしまう、じくじくして他児に感染の恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医の診察を受けた結果、感染の恐れなし、全身状態がよいと診断された

保育園での投薬について

本来、園で第三者が薬を飲ませることは医療行為として位置づけられており、**第三者**がそれを行うことが制限されております。診察の際、医療機関で保育園に通っていることを伝え、やむを得ず昼間に保育士が飲ませる必要がある場合、日本保育園保健協議会の指針(下記参照)に沿って対応させていただきます。

～日本保育園保健協議会の指針より～
日本保育園保健協議会

1. お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承ください。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
7. 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎など)のように経過が長引くような病気)の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針(厚生省)によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには必ず「薬の連絡票」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ② 使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③ 袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
9. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください